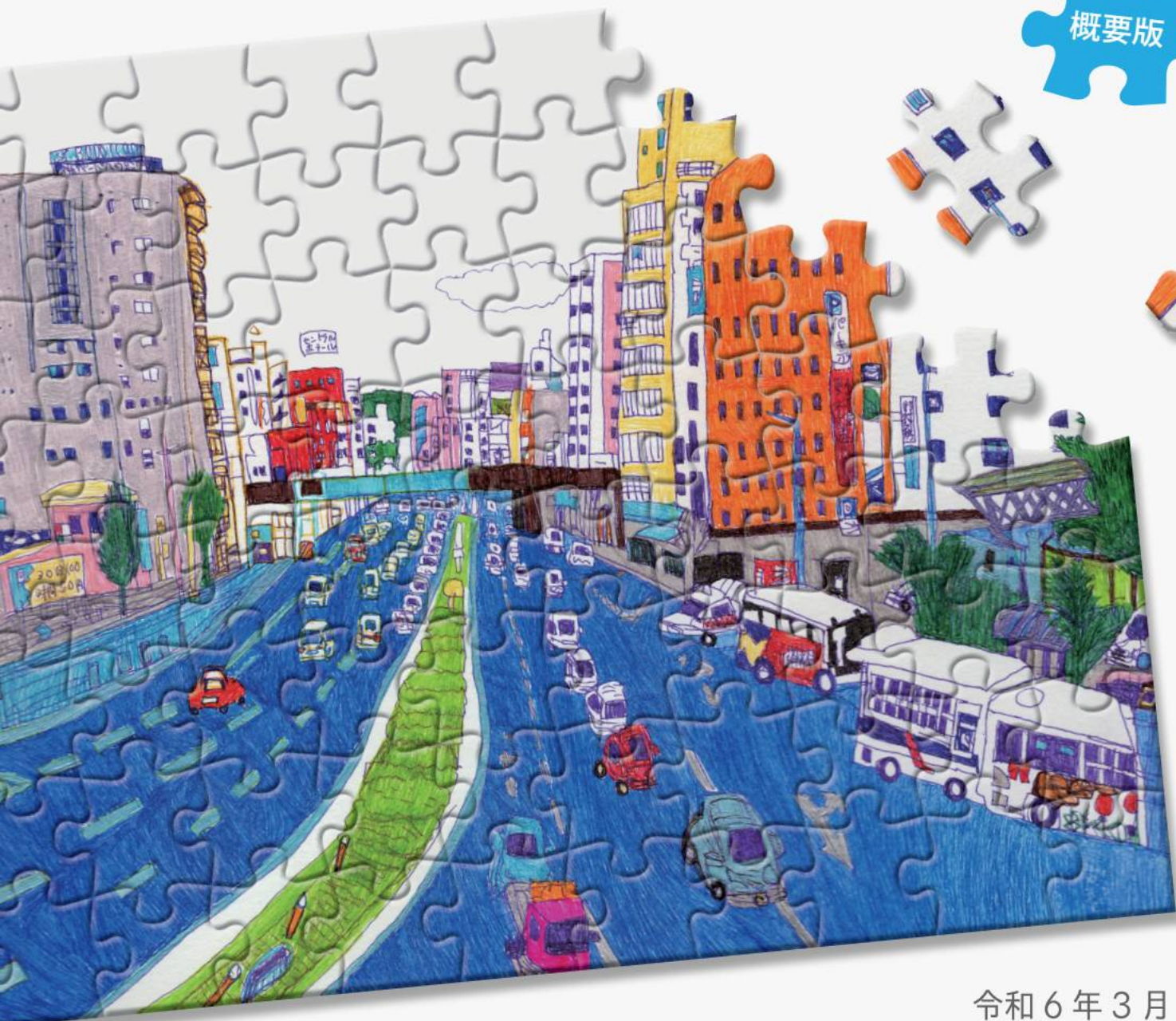


2024年度
▼
2028年度

第4期 佐世保市
地域福祉計画
地域福祉活動計画

概要版



令和6年3月
佐世保市・佐世保市社会福祉協議会

● 地域福祉とは ●



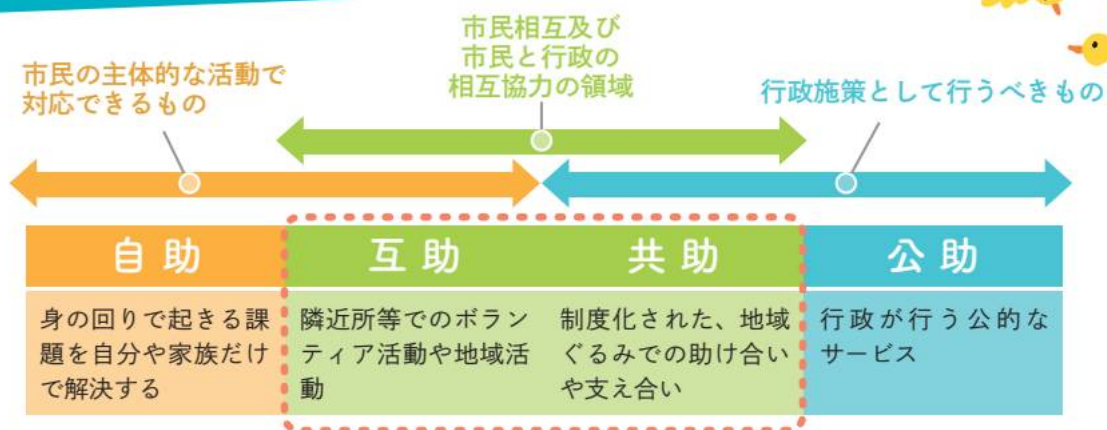
「福祉」には「ふだんのくらしをしあわせに…」
というメッセージがこめられています。
そして「地域福祉」の主人公はみなさんです。



誰もが安心して幸せに暮らすことができる地域にしていくためには、お互いを思いやり、普段の暮らしの中で感じるちょっとした不安や困りごとを“おたがいさま”の気づかひや手助けで解決していくことが大切です。

本市では、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる「自助」「互助」「共助」「公助」により「地域福祉」を推進します。

自助・互助・共助・公助の視点や役割



● 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは ●

地域福祉計画は、地域共生社会の実現に向けて、地域の助け合いによる福祉（地域福祉）を推進するための「理念」や「仕組み」を定める計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するために必要な取組や活動を具体的に示す民間主体の自主的・自発的な行動計画です。



本市では、市と社会福祉協議会が一体となり「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」を策定しています

佐世保市の地域福祉に関する課題



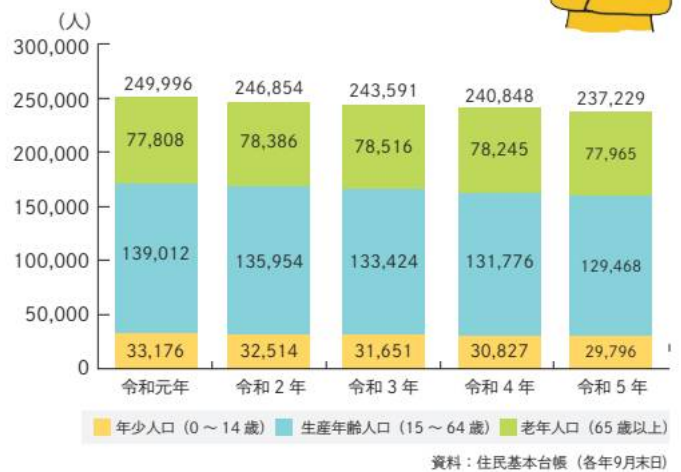
CHECK

住民自身の福祉への関心の向上

▶人口減少や“つながり”の希薄化、福祉に対する関心が低いこと等から、地域における担い手不足が大きな課題です。また、不安や困りごとがあっても誰にも相談ができていないケースも発生しています。

▶解決のためには一人ひとりが福祉に関心を持ち、「自分たちにできること」や「困ったときにどうすれば良いのか」を考えるために、地域や福祉に関する情報の周知や啓発、活動の活性化を図ることが必要です。

▶年齢3区分別人口の推移



CHECK

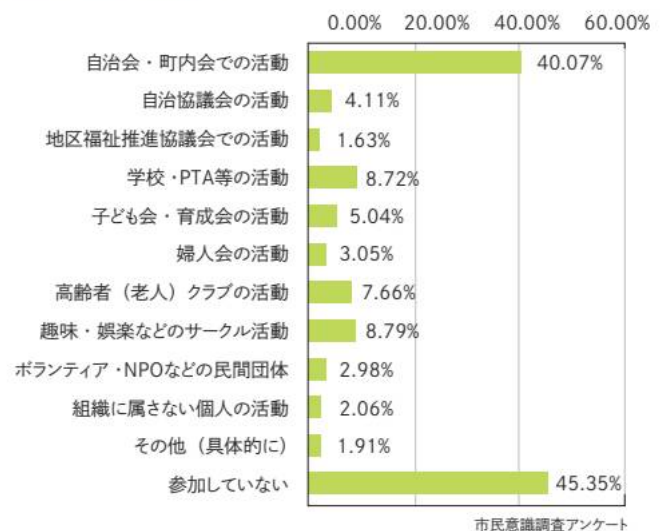
住民や団体が協力しながら課題を解決できる地域力の強化

▶担い手不足による地域における活動者の減少やコロナ禍による活動の停滞等により、地域活動が縮小しました。

▶地域活動を再開・拡充するためには、市民一人ひとりの輪を広げていくとともに、各関係機関・団体等間の情報共有や連携を積極的に図ることが重要です。

▶「おたがいさま」の関係性を築くことで、「互助」「共助」の取組を最大限発揮できるような、地域力の強化を目指していくことが必要です。

▶地域の活動や行事への参加状況



CHECK

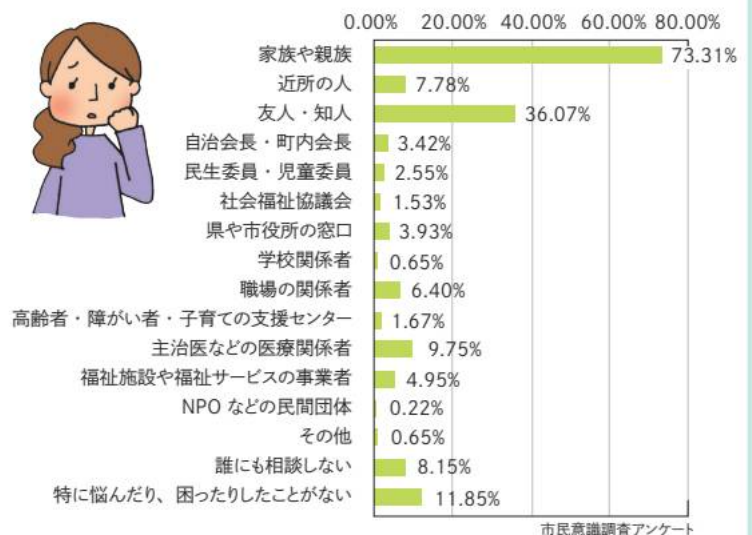
包括的な支援を提供できる体制の整備

▶福祉サービスは充実が図られてきている一方で、みなさんを取り巻く環境が大きく変化しています。

▶環境の変化に伴って、福祉のニーズが多様化し孤独、孤立、8050問題、虐待といった公的なサービスだけでは対応が難しい課題が出てきています。また、誰にも相談できず抱え込み深刻化するケースも見受けられます。

▶家族や友人を頼る人が多い一方で、相談をしない・できない人もいるため、誰もが困りごとを抱え込むことが無いように情報提供や相談体制の充実を図り、早期から支援へ結びつける包括的な支援体制を整備することが必要です。

▶生活上の悩みごとや困りごとの相談先



計画の
基本理念

一人ひとりが役割を持ち、
地域で支え合いながら暮らすことができる
「地域共生社会」の実現



市民をはじめ、行政機関や専門機関、関係団体、企業など多様な主体が世代や分野を超えてお互いにつながり、それぞれの「得意なこと」「苦手なこと」などを意識し、認め合いながら自分の役割を考え、身近な地域で「自分にできること」を行い、みんなで協力しながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉を推進していきます。

計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標

1

地域で活躍する
福祉人材を育む
「人づくり」

●市民の福祉に対する関心を少しでも高め、地域の中で積極的な活動を進める人が一人でも多くなるよう、市民の福祉意識の向上を図ります。

基本目標

2

誰もが相互に理解を
深め地域の課題を共有し、
課題解決に向けて
共に取り組む
「地域づくり」

●地域の活動者の減少やコロナ禍による活動の停滞等の状況が見られる中、地域活動の再開・発展に向け、団体間の連携や情報共有など、活動の輪を広げていく取組を推進します。

基本目標

3

すべての人を包括的に
支えるために、
人と人、人と
社会資源が
「つながる仕組みづくり」

●地域内では対応しきれない課題に対して、迅速に対応できる福祉サービスの基盤づくりに取り組み、相談から支援まで包括的に行える体制を整えます。

重点プロジェクト

重層的支援体制の構築と推進

近年、生活を送る中で直面する困りごとなどが複雑・複合化しており、これまでの各分野の縦割りでの支援体制では対応できない課題も出てきています。このような課題の解決のために、本市では、国が推進する「重層的支援体制整備事業」を重点プロジェクトとし、支援機関と相互にチームとしての連携を強めながら、市全体で包括的な支援体制づくりを進めます。

重層的支援体制整備の全体像

① 包括的相談支援事業

- 世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める
- 複雑・複合化した課題を適切に多機関協働事業につなぐ



相談



② 多機関協働事業

- 最適な福祉サービスや社会資源などを選択した支援プランを作成し、支援機関の役割分担を図る



【多機関協働事業における課題の例示】

- 複雑・複合化した課題であり、既存制度では対応しきれないケース (社会的孤立、ごみ屋敷など)
- 個人や世帯において複数の生活上の課題があるケース (「8050 問題」やケアラーなど)

情報提供

複雑・複合化した課題

地域住民



訪問・
情報収集

重層的支援会議

- 支援プランの適切さ、福祉サービスや社会資源等の把握や創出などの検討
※会議は支援関係機関等で構成

支援プラン作成

サービス・社会資源
などの創出

⑤ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 支援が届いていない人へ支援を届ける (アウトリーチ)
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援

民生委員・児童委員など地域の関係者と連携

伴走支援



③ 参加支援事業

- 社会とのつながりをつくるための支援
- 利用者のニーズを踏まえたマッチングやメニュー作成
- 本人への定着支援と受け入れ先の支援

④ 地域づくり事業



- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備など

介護予防活動 (サロンなど)
生活支援コーディネーターの配置
地域活動支援センター
地域子育て支援センターなど



一人ひとりが役割を持ち、地域で支え合いながら暮らすことができる『地域共生社会』の実現

基本目標

1 地域で活躍する福祉人材を育む「人」

(1) 共に生きる地域を支える人づくりの推進

- 1 ふくし教育の実践
- 2 地域福祉への意識啓発
- 3 福祉活動プラザの運営

市民全体の福祉に関する意識を高めます。

(2) ボランティア活動の推進

- 1 ボランティアセンター運営
- 2 ボランティア育成と活動支援

市民が積極的にボランティア活動に参加できるようにボランティアセンターの運営を行います。

基本目標

2 誰もが相互に理解を深め地域の課題を共有

(1) 住民相互による地域活動の推進

- 1 ふれあいいきいきサロンの推進
- 2 食を通じた地域活動の支援
- 3 コミュニティビジネスに関する検討と実践

身近に参加できる地域活動を進め、住民の交流の活性化を図ります。

(2) 地域の課題を把握する体制づくり

- 1 身近に相談できる体制づくり
- 2 民生委員・児童委員の活動支援

地域の中でお互いに気軽に相談ができる地域づくりを目指します。

基本目標

3 すべての人を包括的に支えるために、人と

(1) 情報発信力の強化

- 1 福祉サービス利用者の選択に役立つ情報提供
- 2 地域福祉活動の情報提供

地域福祉に関する情報発信を強化し、市民がいつでも必要な情報を入手できるような環境づくりを行います。

(2) 福祉サービスの充実

- 1 高齢者福祉サービスの充実
- 2 障がい福祉サービスの充実
- 3 子育て支援の充実
- 4 生活困窮者支援の充実

誰もが安心して暮らすことができるよう、充実した福祉サービスの提供に努めます。

(3) 権利擁護

- 1 権利擁護に関する体制づくり
- 2 虐待の早期発見体制づくり
- 3 させぼ成年後援体制づくり

あらゆる人の権利が守られるよう、相談や支援を行います。



(3) 市民活動の活性化

- ① 地域における自主的な市民活動への支援や連携体制の構築

様々な市民活動が自主的に行える環境をつくります。

(4) 地域住民の交流活動の活性化

- ① 気軽に地域で交流できる機会の創出
- ② 地域交流活動に寄与する健康寿命延伸の取組

誰もが気軽に交流ができるよう、交流の場づくりに向けた支援を行います。

し、課題解決に向けて共に取り組む「地域づくり」

(3) 協働で課題を解決するための仕組みづくり

- ① 地域福祉を推進する組織の活動支援
- ② 関係機関の協働による地域の相談支援体制の構築
- ③ 課題解決に向けて“つながる”仕組みづくり

関係機関などと協働の体制をつくりながら、地域の課題をすくい上げる仕組みづくりを進めます。

(4) 暮らしの安全・安心をまもる体制づくり

- ① 災害ボランティアへの活動支援や市民に対する防災意識の啓発
- ② 緊急時・救急時に備える取組
- ③ 災害時避難行動要支援者支援事業の推進
- ④ 福祉避難所の充実
- ⑤ 日常的な地域の安全・安心の保全

防災や防犯、交通安全対策等に取り組み、暮らしの安全・安心を守る体制づくりを進めます。

人、人と社会資源が「つながる仕組みづくり」

の推進

する相談対応の充実
見・早期対応向けの
の推進
見センターの運営
守られ安心して暮ら
の充実を図ります。

(4) 社会福祉法人による公益的な取組の充実

- ① 地域公益事業への地域の福祉ニーズの反映

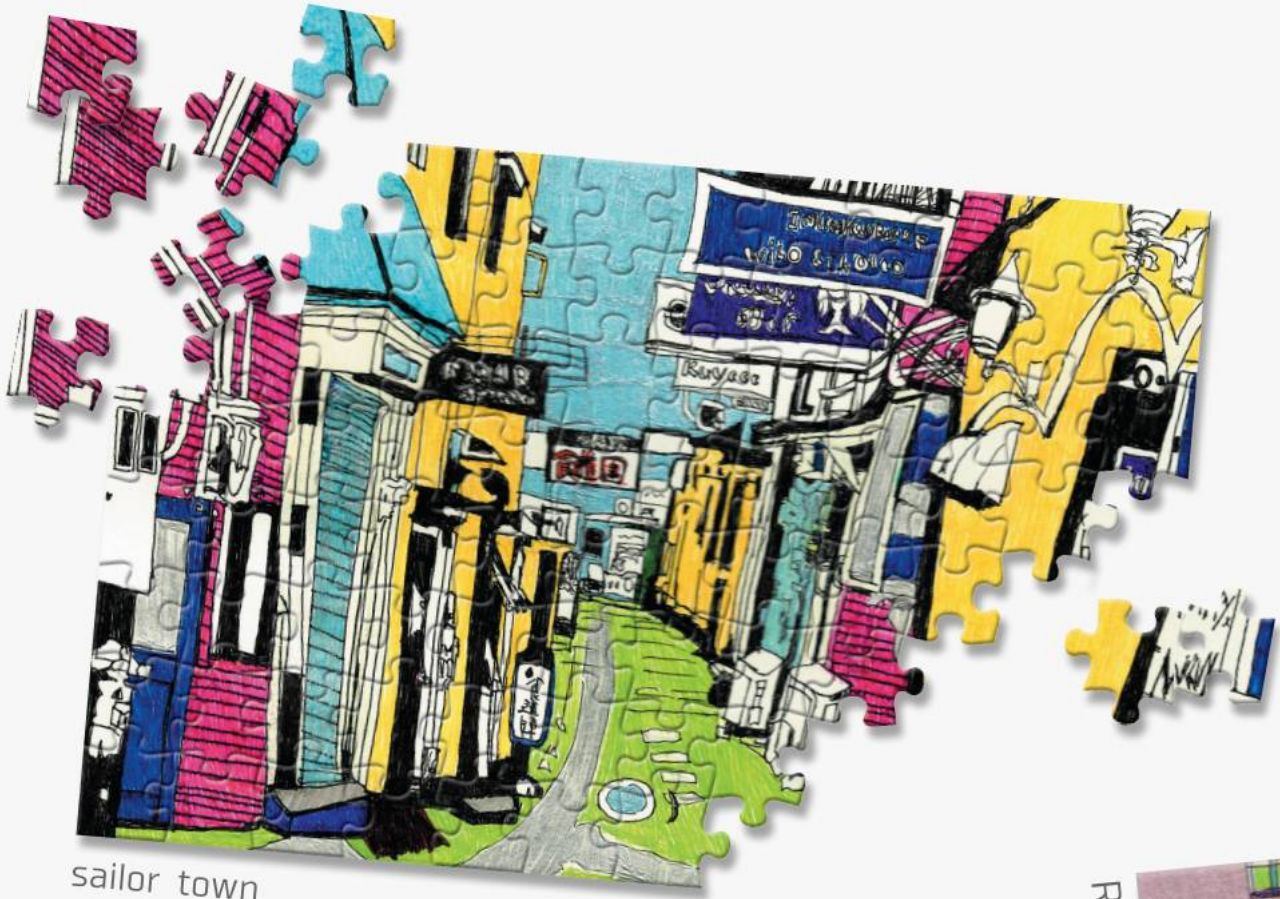
社会福祉法人が行う地域公益事業に市民のニーズを反映させます。

(5) 誰もが暮らしやすいまちづくり

- ① 利用しやすい福祉関連施設の環境づくり

誰もが利用しやすくなるように、福祉関連の施設などの環境整備に努めます。

重点プロジェクト「重層的支援体制の構築と推進」



sailor town



Route 35

message

表紙のデザインは、ジグソーパズルのピースがすべて必要であるように、一人ひとりの存在が大切であり、おたがいが「得意なこと・出来ること」や「苦手なこと・出来ないこと」を補い合い、人々がつながり合うことで社会が成り立つことをイメージしています。



第4期 佐世保市
地域福祉計画・地域福祉活動計画
令和6年3月

【発行・編集】

佐世保市 保健福祉部 地域福祉推進室
〒857-0042 佐世保市高砂町 5-1
中央保健福祉センター（すこやかプラザ）
電話：0956-24-1111（代）FAX：0956-25-9684

佐世保市社会福祉協議会 地域福祉課
〒857-0028 佐世保市八幡町 6-1
電話：0956-23-3174 FAX：0956-23-3175